

第1章 徳島県復興指針の目的等

1 目的

我が国は、過去から繰り返し、大規模な地震・津波災害に見舞われてきました。

とりわけ高度化・複雑化する現代社会を襲った過去の巨大災害においては、地域の社会基盤が大きく損なわれる事態の下、復興の担い手となる人材の不足に加え、住民、地域コミュニティ、行政など関係者間での合意形成に基づく様々な事業実施に時間を要するなど、復興の遅れが大きな課題として挙げられています。

大規模災害は、これまで時を重ねて築き上げてきた社会の仕組みや人々の生活を、ハード、ソフト両面から一気に破壊するものである一方、そこから立ち上がり、日々の営みを取り戻すための復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、復興事業の遂行にも多大な労力と時間が必要であり、被災後の限られた時間の中で、取り組みの全てを迅速かつ円滑に行うことは不可能です。

さらに、復興の遅れは、被災地における産業の停滞や地域コミュニティの崩壊、人口流出など、平時から地域が抱えていた様々な課題を加速させることが指摘されています。

このため、徳島県では、過去の災害から得られた教訓も活かしながら、迅速な復旧復興に向けた手順や、事前に取り組むべき事項をまとめ、「徳島県復興指針（以下「本指針」という）」として策定することとしました。

本指針は、被災しても、徳島の将来ビジョンに向けた歩みを止めることなく、それぞれの地域において、復興に向けた体制づくりや、復興ビジョンの提示、合意形成などが速やかに進められるよう、住民、地域コミュニティ、行政などの関係者があらかじめ復興の手順を理解し、被災イメージを想定した地域づくりの議論を行うことを目的としています。

また、県は、本指針を通じて、事前の取組みが色々な場面で進むことを期待し、必要に応じ、財源・法制度の見直しなどを国へ政策提言していきます。

2 指針の位置づけ

(1) 関連法令等との関係

「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」では、特定大規模災害が発生した場合、国は必要があると認めるときに「復興基本方針」を定めなければならないと規定されています（復興法第8条）。さらに、都道府県は、「復興基本方針」に即して「復興のための施策に関する方針（以

下「復興方針」という。)」を定めることができ、市町村は、「復興基本方針」や「復興方針」に即して「復興計画」を作成することができる」と規定されています。

本論は、復興法第9条に基づき、被災後に県が定める「徳島県復興方針（仮称）」の迅速かつ円滑な策定に向けた、事前準備を推進するものであるとともに、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成24年徳島県条例第64号。以下「条例」という。）」第83条に基づき、被災後に県が定める「復旧及び復興に関する計画」（以下「県復興計画」という。）の早期策定に向けた事前準備を推進するものです。

（大規模災害からの復興に関する法律）

第8条 政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、第3条の基本理念にのっとり、復興基本方針を定めなければならない。

（以下略）

第9条 特定大規模地震を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

（以下略）

第10条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあつては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

（徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例）

第83条 県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成するものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、前項の復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努めるものとする。

(2) 「新未来『創造』とくしま行動計画」との関係

本指針は、「新未来『創造』とくしま行動計画」（現行計画の計画期間は、平成27年度～平成30年度）における将来ビジョン（現行の計画では、2060年頃の姿）を、復興に際し目指す姿と位置づけます。今後の技術革新や大規模災害などによる改定も含め、示される将来ビジョンを目標として、本指針に基づく事前復興を推進すると共に、被災後は、復興方針や復興計画に示される復興ビジョンを通じ、将来ビジョンの実現を目指していきます。

(3) 「徳島県地域防災計画」との関係

本指針は、徳島県地域防災計画に記載されている事項を補完するとともに、実施に向けた方向性及び必要な対策を整理するものです。

(4) 「徳島県国土強靱化地域計画」及び「とくしまー0（ゼロ）作戦地震対策行動計画」との関係

本指針は、「徳島県国土強靱化地域計画」及び「とくしまー0（ゼロ）作戦地震対策行動計画」に記載されている事項を補完するとともに、実施に向けた方向性及び必要な対策を整理するものです。

(5) 「徳島県震災復興都市計画指針」との関係

本指針は、都市計画区域内における都市の迅速な復興のため「復興に資する事前準備」として、平時より取り組むべき事項や、被災直後から復興都市計画策定までの流れや留意点等を整理した「徳島県震災復興都市計画指針」（平成30年3月策定）を包含し、「都市の復興」実現に向け、ソフト分野を中心に、必要な対策を補完するものです。

3 復興の基本理念

(1) 自助・共助・公助の連携

地域は、個としての住民、その集まりにより構成される様々な地域コミュニティ、事業を営む個人や法人、行政などから成り立っており、それらの主体は、平時からそれぞれの「自助」を基本に、「共助」や「公助」が支援する関係を保ちながら生活しています。

被災地域における復興は、全ての主体にとって共通の目標となることから、その実現に向けては、生活再建をはじめとする一人ひとりの「自助」の取り組みを、コミュニティなどの「共助」とともに、市町村・県など「公助」が支援する「総働」を基本としています。

それぞれの担い手は、互いに被災者であることを認識しつつ、高齢者や子ども、女性、障がい者、LGBT、外国人等への配慮など様々な視点から参画することが

重要であり、そのための環境醸成や人材育成にも平時から取り組む必要があります。

なお、条例においても、自助、共助、公助それぞれの主体が役割を果たしながら震災対策に取り組むことが謳われています。

(2) 地域コミュニティの維持・再生・育成

人は元来社会的な存在であり、人とのつながりの中、孤独感を解消することで心の健康が向上すると言われてしています。

とりわけ大規模災害という特殊な状況下において、地域コミュニティをはじめとする、人とのつながりを維持、再生し、また新たに育むことは、被災者のしなやかな心の回復に加え、復興意欲の高揚、さらには災害関連死の防止にも極めて重要な役割を担うものです。

東日本大震災においては、秋祭りや盆踊りといった地域における伝統文化の存在が、多くの被災者を勇気づけ、地域コミュニティの再生や強化、さらには復旧・復興の原動力となっていると言われてしています。

復興の取り組みにおいては、避難をはじめ様々な要因により分断されがちな住民の心の拠り所となる地域コミュニティを出来る限り保ちながら、中山間部と沿岸部など平時における近隣の地域コミュニティとの交流、伝統文化や地域の恵み等の維持・伝承の視点も踏まえ、住民、地域コミュニティ、行政などの関係者が連携・協力し、より安全・安心な地域を次の世代の担い手と共に創り出す「共創」に向けた議論を進めることが重要です。

(3) 地方創生の視点を持った創造的復興の事前推進

我が国は、現在、人口減少社会を迎えており、徳島県においても、少子高齢化、過疎化、人口減少に伴う、地域社会の担い手不足は大きな課題として捉えられています。

過去の災害では、原因となるこれらの現象が、被災をきっかけに加速されることが見られました。既に人口減少に向かい始めている地方においては、まちを元通りに復旧するだけでは、これらの進行を止めることはできません。

いずれ必ず発生する「南海トラフ地震」をはじめ巨大災害からの復興には、技術革新や産業構造、社会システムの将来のあり方までを見据えた取り組みが不可欠です。それらは、地方創生の取り組みそのものです。

と同時に、災害からの迅速な復旧・復興に向け、「すまい」や「暮らし」、「地域の安全・安心」、「産業・経済」など、幅広い分野について、被災前から、合意形成に向けた議論を進め、バックキャストの発想に基づく具体的な準備を急ぐ必要があります。また、合意内容については、その方向性を明確にするため、文書化することが有効です。例えば、合意内容を「地区防災計画」としてまとめれば、「地域防災計画」を策定する行政と地域コミュニティとの復興における関係性も明確にすることができます。

こうした地方創生の視点を持った、徳島ならではの「より良い復興 (Build Back

Better)」実現に向けては、地域の担い手である住民や事業所、様々な団体との、課題共有や解決に向けた準備・実践を、平時から継続的に推進（＝事前復興）する必要があります。

4 想定される主な災害

本指針は、徳島県国土強靱化地域計画において、徳島県が備えを進める二つの巨大地震である、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」を主な想定災害とします。

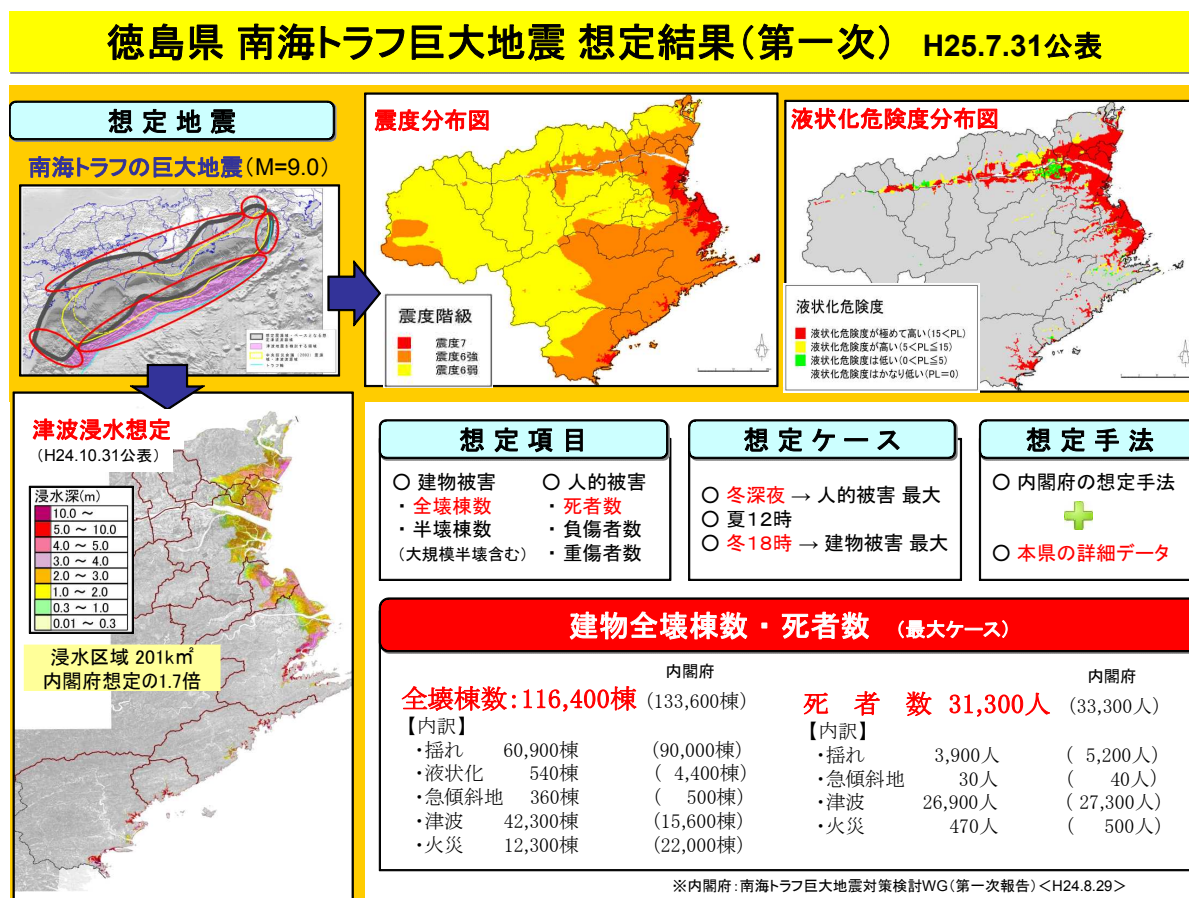


図1 南海トラフ巨大地震被害想定①

徳島県 南海トラフ巨大地震 想定結果(第二次) H25.11.25公表

主な想定結果 (定量被害)

○ライフライン被害 ・上水道(断水率) 直後 1日後 1週間後 1ヶ月後 92% 73% 56% 22% ・下水道(支障率) 直後 1日後 1週間後 1ヶ月後 79% 79% 26% 1% ・電力(停電率) 直後 1日後 4日後 1週間後 98% 72% 47% 38% ・通信<固定電話>(不通率) 直後 1日後 1週間後 1ヶ月後 98% 75% 34% 14% ・ガス<都市ガス>(停止率) 直後 1日後 1週間後 1ヶ月後 100% 100% 63% 0%				○交通施設被害 ・道路:被害箇所数 1,600箇所 ・鉄道:被害箇所数 550箇所 ・港湾:被害ハース数 220箇所 防波堤被災延長 6,000m ○生活支援者等(最大) ・避難者:362,600人 ・入院需要: 9,300人 ・廃棄物:1,600~2,200万トン ・仮設住宅:70,200戸 ・孤立集落:140集落 ○経済被害 ・直接経済被害:6兆4,000億円			
--	--	--	--	--	--	--	--

図2 南海トラフ巨大地震被害想定②

徳島県中央構造線・活断層地震 被害想定概要

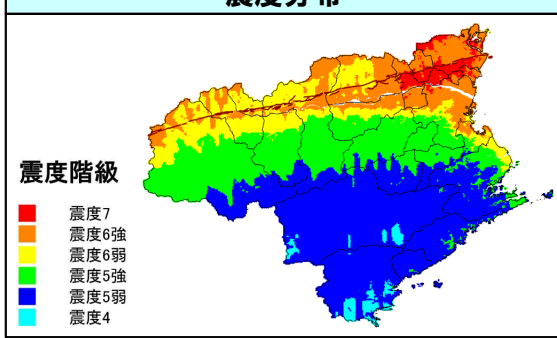
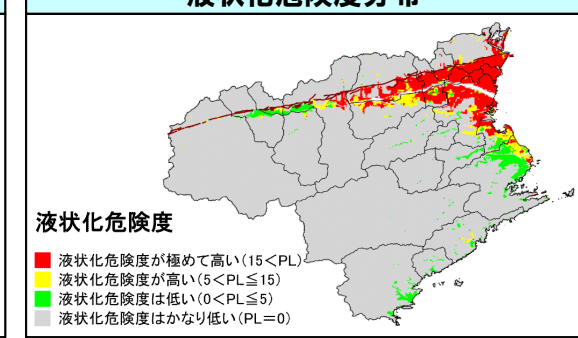
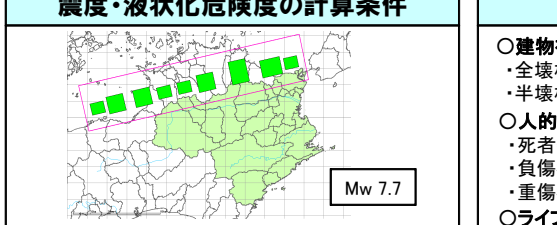
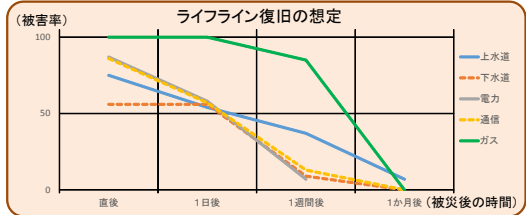
<h3>震度分布</h3>  <p>震度階級</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度7 震度6強 震度6弱 震度5強 震度5弱 震度4 	<h3>液状化危険度分布</h3>  <p>液状化危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化危険度が極めて高い(15<PL) 液状化危険度が高い(5<PL<=15) 液状化危険度は低い(0<PL<=5) 液状化危険度はかなり低い(PL=0) 	
<h3>震度・液状化危険度の計算条件</h3>  <p>○地震発生層の上端深さと下端深さをJ-SHISの予測より、それぞれ2km上げ、地震発生層の幅32km、アスペリティの上端深さ6.6kmとした。 ○破壊開始点を5点とし、5ケースの震度分布を重ね、最大の震度を採用</p>	<h3>想定項目</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○建物被害 <ul style="list-style-type: none"> ・全壊棟数 ・半壊棟数 ○人的被害 <ul style="list-style-type: none"> ・死者数 ・負傷者数 ・重傷者数 ○ライフライン被害 <ul style="list-style-type: none"> ・上水道 ・下水道 ・電力 ・通信 ・ガス ○交通施設被害 <ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・鉄道 ・港湾 ○生活支障等 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者 ・入院需要 ・廃棄物 ・仮設住宅 ・孤立集落 ○経済被害 	<h3>想定ケース</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○冬深夜 ⇒ 人的被害最大 ○夏12時 ○冬18時 ⇒ 建物被害最大 <h3>被害想定推計手法等</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○内閣府の推計手法 + ○本県の詳細データ

図3 中央構造線・活断層地震 被害想定概要①

建物被害・人的被害・生活支障等	ライフライン被害
<p>○強震動地域は、吉野川北岸の人口密集地に集中しており、「揺れ」や「火災」の被害が甚大である。</p> <p>全壊棟数：63,700棟</p> <p><内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れ 44,400棟 ・液状化 430棟 ・急傾斜地 180棟 ・火災 18,700棟 <hr/> <p>死者数：3,440人</p> <p><内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れ 2,860人 ・急傾斜地 20人 ・火災 560人 <hr/> <p>生活支障等（最大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者 254,100人 ・入院需要 5,200人 ・廃棄物 1,200万トン ・仮設住宅 35,300戸 ・孤立集落 77集落 	<p>○被災エリアは局所的であるが、地盤の「ずれ」や「揺れ」による甚大な被害が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道：断水率 直後 1日後 1週間後 1か月後 75% 54% 37% 7% <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道：支障率 直後 1日後 1週間後 1か月後 56% 56% 9% 0% <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・電力：停電率 直後 1日後 4日後 1週間後 87% 58% 19% 7% <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・通信：固定電話不通率 直後 1日後 1週間後 1か月後 86% 57% 13% 0% <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス：都市ガス停止率 直後 1日後 1週間後 1か月後 100% 100% 85% 0% <div style="text-align: center;">  </div>
交通施設被害	経済被害
<p>○被災エリアが局所的であるとともに津波漂流物の啓開作業が不要であるが、地盤の「ずれ」や「揺れ」による甚大な被害が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路：被害箇所 1,100箇所 ・鉄道：被害箇所 420箇所 ・港湾：被害バース 60箇所 	<p>直接経済被害：4兆2,600億円</p>

※各項目の数字については、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

図4 中央構造線・活断層地震 被害想定概要②

第2章 復興のプロセス

1 復興の進め方

第1章で述べたとおり、大規模災害からの迅速かつ円滑な復興には、被災後の取り組みはもとより、平時における事前の準備や実践が極めて重要です。復興に向けた取り組みは既に始まっているのです。

それらの取り組みには、行政だけでなく、地域住民や様々なコミュニティ、事業者など、復興の各主体の連携・協働が不可欠です。

本章では、復興の各主体に期待される役割や、被災地外の支援者との平時からの関係構築などの検討課題をまとめ、さらに復興プロセス（過程）を時間軸に沿って「事前（発災前）」と「事後（発災後）」に分け、「誰が」、「いつ」、「何を」すべきなのかを明らかにします。

2 復興の主体と役割

本指針では、復興の主体を、地域における自助、共助、公助とし、それらが連携・協働して復興に取り組む「総働」を基本理念としています。地域における具体的な担い手は様々ですが、多くの地域に共通する主体については、次のような役割が期待されています。

- (1) **県民**：復興の主体であることを認識し、平時は、災害で命を落とさないための耐震化や被災後に生き延びるための備蓄などの取り組みを進める。被災後は、地域コミュニティ、ボランティア、行政その他の関係者と連携し、自らの生活を再建するとともに、地域社会の再生に努める。
- (2) **地域コミュニティ**：それぞれのコミュニティが持つ、地域住民を束ねる絆（地域の伝統文化や慣習、趣味、自主防災など）を認識し、平時は、まちづくりへの参画など、様々な取り組みを通じたコミュニティの育成や活性化に努める。被災後は、絆の維持・再生に加え新たな絆の創造により、被災住民同士の繋がりや地域における自治を回復するとともに、共助の主体として、行政その他の関係者が取り組む復興対策に積極的に参画するよう努める。
- (3) **事業者・事業団体**：建設、運輸をはじめ、地域の事業者や団体を想定。平時は、被災しても地域で事業活動を継続できるよう準備に努める。被災後は、事業活動の継続又は再開による雇用の確保に加え、行政その他の関係者と連携して、地域経済の復旧及び復興に貢献するよう努める。

- (4) **専門職団体等**：弁護士や建築士などの専門職団体、団体の連合体である士業ネットワークや様々な分野のNPO／NGOを想定。平時は、行政等と連携し、県民の生活再建支援などに向けた体制構築に努め、被災後は、行政その他の関係者と連携し、被災者の生活再建支援に協力するよう努める。
- (5) **医療・福祉に係る事業者・団体**：医療機関や医師会、社会福祉法人、社会福祉協議会等を想定。平時は、被災しても地域における事業継続に向けた準備や、被災時の医療・福祉活動、ボランティアの受入れ等の体制整備に努める。被災後は、それらの実施に加え、行政や民生委員その他関係者と連携し、地域における医療や福祉の提供を通じ、被災者の生活再建を支援するよう努める。
- (6) **市町村**：平時は、災害対応における公助の担い手として、確実な業務継続体制を確保すると共に、震災からの復興を迅速かつ円滑に推進するための体制構築、地域コミュニティや関係者と連携した復興に向けた議論の喚起、合意形成に努める。被災後は、国や県と連携し、地域住民や関係者の参画を図りながら、復興計画の早期策定や計画の円滑な実施に努める。
- (7) **県**：平時は、災害対応における公助の担い手として、確実な業務継続体制を確保すると共に、震災からの復興を迅速かつ円滑に推進するための本部体制等の構築、国や市町村、関係者と連携した復興に向けた議論の喚起、合意形成に努める。被災後は、国や市町村と連携し、県民や関係者の参画を図りながら、復興法に基づく復興方針、条例に基づく県復興計画を早期に策定する。さらに、市町村その他の関係者と連携して、復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努める。

3 外部支援者との連携

大規模災害からの速やかな復興には、被災地内の様々な主体間の連携、協働に加え、被災地内外からの支援者の存在が欠かせません。本指針では、地域内の「共助」と区別して、平時における地域の担い手以外からの支援を行う主体を「外部支援者」と定義します。

大規模災害における、外部からの支援は、被災家屋の片付けや補修、避難所における生活支援など、比較的初期段階の支援から、生活再建に向けた各種法律や制度に関する専門的な助言や手続き支援、さらに中長期にわたる、生活再建や産業復興、まちづくりに関するものまで様々であり、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで、多岐にわたっています。

こうした支援は、災害発生後に、全国の様々な団体から申し出が寄せられることが多いものの、過去の災害においては、被災地へのアクセスの悪さや情報発信量の差、受入側の調整不足などにより、十分な支援が受けられないといった事例や、支

援の方向性の違いや、いわゆる援助の押しつけなどにより、外部支援者との間でトラブルとなる事例が報告されています。

一方で、熊本地震以降、全国ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）などの中間支援組織が中心となり、様々なNPO／NGOや社会福祉協議会などから構成される支援団体の連携会議が、発災後、極めて早い段階から定期的開催されるなど、被災地と外部支援団体との効果的な連携が実現されつつあります。

膨大な労力が必要となる復興期の円滑な支援受入れを確実なものとするには、こうした連携会議の開催を前提とした被災前からの受援体制構築に加え、協定締結など、支援団体との関係をあらかじめ築いておくことが必要です。日頃からの地域交流などにより関係が構築されている場合、被災地側からの要望を伝えやすくなるだけでなく、双方の応援・受援に関する方向性を事前に確認でき、さらに復興を見据えた場合、地域の「強み・弱み」について、外部の視点から助言を受けられるメリットがあります。

また、職能団体から構成される士業ネットワークや、災害ボランティアの受入窓口となる社会福祉協議会など、地域における共助の主体も、最近では全国的なネットワークを構築しており、こうした繋がりをもとに、外部との「顔の見える」関係を広げることも、速やかな支援の受け入れに繋がります。

こうした関係構築に加え、復興に向けたニーズを幅広く共有しながら、専門的な支援（プロボノ）とどのように連携するか、といった受入れ調整についても議論を行い、体制を構築しておくことが重要です。

なお、復興の取り組みは中長期にわたり幅広い分野で行われるため、外部支援者の関係も時間の経過に伴い、変化していきます。支援受入れについては、ボランティアのみを前提とするのではなく、業（なりわい）としての災害分野にとどまらない支援も想定し、活動を支える財源確保についても、議論を行うことが必要です。

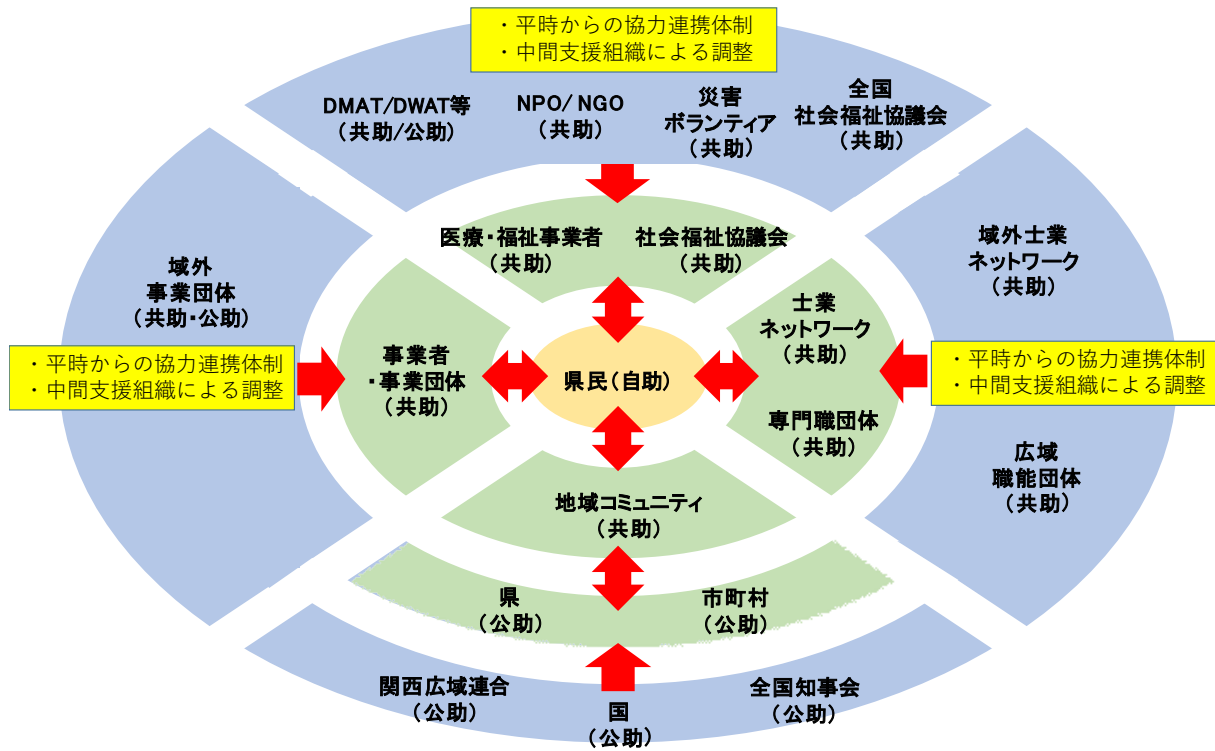


図5 復興におけるそれぞれの主体と外部支援者等との関係イメージ

4 事前復興の推進

(1) 概説

大規模災害からの復興は、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、本章の1でも述べたとおり、平時における事前の準備や実践が極めて重要です。

本指針では、被災前からの復興に向けた様々な取り組みを「事前復興」と総称し、さらに「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類しています。

住宅の高台移転などのハード対策は、取り組むことにより施策が完了する「実践する事前復興」といえますが、ソフト対策については、個々の取り組みが「準備」、「実践」のいずれに該当するかは、ゴールの設定により変化するものであり、両者の区分は厳密なものではありません。

例えば、復興に関連したある業務について、具体的な業務内容を検討し、マニュアルを作成することは、被災後の業務遂行に向けた「準備」ですが、マニュアルを使って、その業務に関する訓練を行い、そこから課題を抽出し見直しを行うことは、「準備」でもあり、広い意味で「実践」ともいえます。

マニュアルは策定することが目的（ゴール）ではなく、時間的制約が多い被災後に、より効率的に活用できる状態にしておくことが大切であるため、担当者が異動しても活用できるよう、定期的な訓練により疑似的に実践を繰り返し、見直しを行うことが大切なのです。いつ発生するか分からない巨大災害への備えは、準備に加え、実践を繰り返すことが重要です。

事前復興の取り組みは、ハード対策だけではなくソフト対策についても、準備し実践することが必要です。第3章以下で示される個々の取り組みも参考にしながら、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、事前に取り組めるものについて、関係者間での議論が進むことを期待します。

(2) 準備する事前復興

事前復興の取り組みは、被災イメージの共有から始まります。第1章の4に示したとおり、徳島県は「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」に係る被害想定を公表しており、これらを基に、まず地域の被害様相を関係者間で共有し、地域の生活や営みへの影響を考えます。

次に、それらの被災イメージに対し、必要となる復興プロセスについて、地域住民を含む関係者で議論し、被災してからでは間に合わない事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け事前に取り組むべき事項を明らかにします。

例えば、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことは、迅速な復興に向け、大変重要です。

(3) 実践する事前復興

住宅の高台移転のように、事前に実践することで、津波から被災しない状態を実現する取り組みは、典型的な「実践する事前復興」であり、個々の施策としては完了するハード的な施策が中心となります。

一方で、本項の(1) 概説で述べたように、ソフト的な施策における「準備する事前復興」と「実践する事前復興」の区分は、厳密なものではありませんが、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、復興への議論・参画に向けた教育・啓発や、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的な取り組みが必要なものについては、準備に留まらず、実践する事前復興に位置づけることができます。

例えば、被害想定をもとに、行政職員が復興の進め方手順を習熟するだけでなく、事前の復興まちづくりが必要であるとして、地域住民と地元自治体とで行う「復興まちづくり訓練」の実施などは「実践する事前復興」と言えます。個々の復興プロセスについて、どのようなことが事前に取り組めるのか、まず、担当する関係者間で議論することが重要です。

なお、個々のプロセスに対応するものではありませんが、徳島県では農林水産業、建設業、商工業、金融、保健福祉、教育・研究、行政といった分野から構成される「徳島県地域継続推進協議会」を立ち上げ、現在、地域継続に向けた情報交換を行っています。

この協議会では、従来個別に策定していた事業継続計画（BCP）では、大規模災害時には対応が困難であるとの認識を共有し、同業他社との相互補完や異業種との連携による「地域継続」に向けた取り組みを推進しています。

地域の担い手である各分野間の情報共有モデル構築、経済活動をはじめとする様々な業務継続から多様な担い手による復興に向けた取り組みへの発展を目指しています。